

## 幼保連携型認定こども園の認可等について（案）

幼保連携型認定こども園の認可の際、及び特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、子ども・子育て支援法において、審議会等の意見聴取をあらかじめ行うことと規定されており、この審議会等は長野市において本分科会に相当するため、ご意見をお聴きするもの

※就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 17 条第 3 項、子ども・子育て支援法第 31 条第 2 項

## 1 幼保連携型認定こども園の認可等

平成27年度第3回長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（平成28年2月4日）において、幼保連携型認定こども園の認可については、利用定員が充足している地域においても、既存の幼稚園、保育所が幼保連携型認定こども園への移行を希望する場合には、認可基準を満たす限り認可を行うことを承認していただいている。また、「長野市子ども・子育て支援事業計画」でも幼保連携型認定こども園が設置されるよう支援するとしており、平成31年度までの設置目標値は10園としている。

## 2 認定こども園 川田（幼保連携型認定こども園）

## (1) 幼保連携型認定こども園の概要

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、教育・保育を一体的に受けることができ、保護者の就労状況が変わった場合も通いながれた園を継続して利用できる施設。認定こども園には、4つの類型があるが、その中でも幼保連携型認定こども園は、教育基本法第6条に基づく「法律に定める学校」であり、かつ、児童福祉法第7条に規定された「児童福祉施設」である。また、その設置者は、国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人のみに限定されている。

## (2) 申請のあった幼保連携型認定こども園の概要

名 称	認定こども園 川田
設 置 者	学校法人 朝陽学園
所 在 地	長野市若穂川田 1937 番地
設置者の 施設運営・認可状況	当該設置者は、現在、長野市南堀で幼保連携型認定こども園（認定こども園朝陽学園）1園と現所在地で、保育所（川田保育園）1園を運営
事業開始予定年月日	平成 29 年 4 月 1 日
類 型	幼保連携型
利 用 定 員	130 人 (1号認定 8人・2号認定 75人・3号認定 47人)

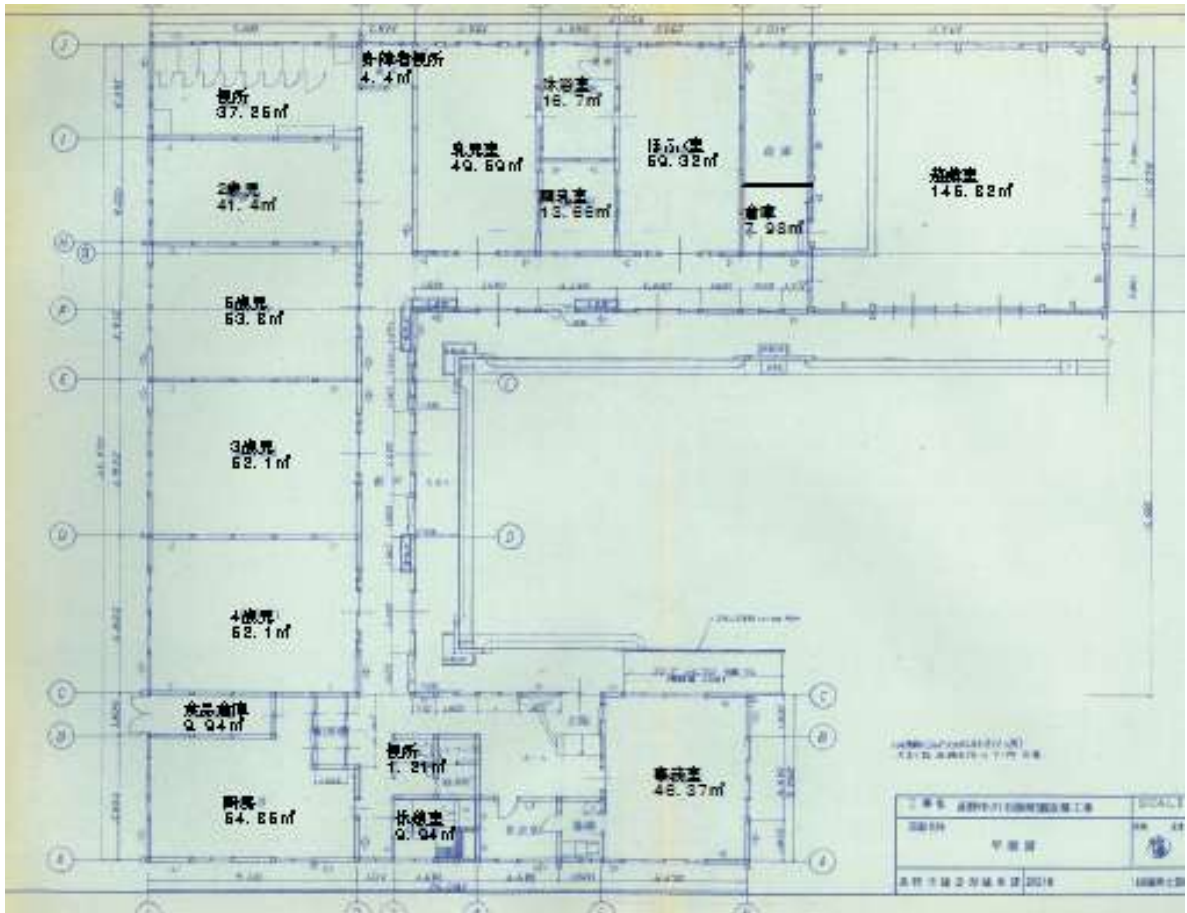
		認定こども園 川田の状況	認可基準等	適合の 可否
職 員 配 置	園長 主幹保育教諭 事務職員	【配置予定人数】 1人 1人 1人	必置 置くように努める 置くように努める	○
	保育従事者	【配置予定人数】 常勤保育教諭 17人 非常勤保育教諭 2人 看護師 1人	【配置基準】 0歳児 3人につき1人 1・2歳児 6人につき1人 3歳児 20人につき1人 4・5歳児 30人につき1人	○

			<b>【必要人数 12.56人≒13人】</b> 0歳児 3人 1・2歳児 3人+3.33人 3歳児 1.40人 4・5歳児 0.93人+0.9人	
施設・設備	乳児室	49.69㎡	<b>【面積基準】</b> 0歳児（ほふくしない者） 1人につき1.65㎡ <b>【必要面積】</b> 0歳児 9人×1.65㎡=14.85㎡	○
	ほふく室	69.32㎡	<b>【面積基準】</b> 1歳児（ほふくする者） 1人につき3.3㎡ <b>【必要面積】</b> 1歳児 18人×3.3㎡=59.4㎡	○
	保育室	41.41㎡	<b>【面積基準】</b> 2歳児1人につき1.98㎡ <b>【必要面積】</b> 2歳児 20人×1.98㎡=39.6㎡	○
		62.11㎡	<b>【面積基準】</b> 3歳児1人につき1.98㎡ <b>【必要面積】</b> 3歳児 28人×1.98㎡=55.44㎡	○
		62.11㎡	<b>【面積基準】</b> 4歳児1人につき1.98㎡ <b>【必要面積】</b> 4歳児 28人×1.98㎡=55.44㎡	○
		53.83㎡	<b>【面積基準】</b> 5歳児1人につき1.98㎡ <b>【必要面積】</b> 5歳児 27人×1.98㎡=53.46㎡	○
	職員室		有り	
	保健室		有り	
	遊戯室		有り	
	調理室		有り	
便所		有り		
飲料水用設備		有り		
手洗用設備		有り		
足洗用設備		有り		
屋外遊技場	345㎡	<b>【面積基準】</b> 3.3㎡に満3歳以上の園児数を乗じて得た面積 ※施行日の前日において現に保育所を設置しているものが保育所を廃止して当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合の特例 <b>【必要面積】</b> 83人×3.3㎡=273.9㎡	○	
給食提供	自園調理（業務委託による施設内調理） 1号認定 週5日提供（希望があれば週6日提供可） 2号認定 週6日提供 3号認定 週6日提供		○	

■認定こども園 川田 位置図



■認定こども園 川田 平面図



認定こども園

## 認定こども園4類型の比較

認定こども園の4類型の比較について、主なものを紹介します。

### ■認定こども園 4類型毎の比較

	幼保連携型 認定こども園 	幼稚園型 認定こども園 	保育所型 認定こども園 	地方裁量型 認定こども園 
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校 (幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設 (保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+保育所機能
設置主体	国、自治体、学校法人、 社会福祉法人*1	国、自治体、学校法人	制限なし	
職員の要件	保育教諭*2 (幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましい いがいずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましい いがいずれかでも可 ※ただし、教育相当時間以外の保育に従 事する場合は、保育士資格が必要 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望まし いがいずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事 の提供義務 自園調理が原則・調理室の設 置義務(満3歳以上は、外部 搬入可)	2・3号子どもに対する食事 の提供義務 自園調理が原則・調理室の設 置義務(満3歳以上は、外部 搬入可) ※ただし、参酌基準のため、各都道府県 の条例等により、異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事 の提供義務 自園調理が原則・調理室の設 置義務(満3歳以上は、外部 搬入可)	2・3号子どもに対する食事 の提供義務 自園調理が原則・調理室の設 置義務(満3歳以上は、外部 搬入可) ※ただし、参酌基準のため、各都道府県 の条例等により、異なる場合がある。
開園日・開園時間	11時間開園、土曜日の開園が 原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日の開園が 原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定

\*1 学校教育法附則(幼稚園)第2条第2項(認定こども園)も、一定の要件の下、設置主体になることができる経過措置を設けています。

\*2 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者は、新制度施行後5年間に限り、保育教諭となることができます。